

耕を用ひ可申候、若於相背は可爲曲事候、

右之趣、五畿内山陽道南海道西海道山陰道之内、因幡伯耆出雲石見隱岐并壹岐對馬、都合三十五ヶ國へ先年相觸候處、近來猥に成紛敷耕、數多取扱候趣相聞、不届に候、此度作左衛門方より、耕改之者相廻可申候間、前以相觸候通、急度相守、作左衛門方の京耕の外、紛敷耕、堅取扱申間敷候若於相背ハ、可爲曲事候、

右之通先達て相觸候向々へ御料ハ御代官、私領ハ領主地頭より、可被相觸候、

午六月

右之通可被相觸候

〔三河後風土記二十八〕三浦三崎番附守隨町年寄之事

天正十八年九月十二日、樽屋藤左衛門ハ略中此度江戸町支配仰付られ、神田玉川の水道、關口小日向金杉三ヶ村の代官、東國耕の事、支配を命ぜらる、和州奈良の產にて、奈良屋市右衛門も遠州より駿府までも御供したる者なりしが、是をもめされて樽屋と同じく、江戸町々の支配、并水道の事を命ぜらる、しかしながら耕の事ハ、樽屋一人にて掌るべしと仰付らる、

〔國花萬葉記七上〕升

武藏

北村彦右衛門本町三

○按ズルニ、北村彦右衛門ハ、樽屋藤左衛門ノ誤リナラン、

〔江都管鑰秘鑑十〕樽屋藤左衛門由緒の事

一東三拾三ヶ國耕の儀、古來より被仰付候、

享保十巴年八月

〔牧民金鑑十六〕寛政五年十月

山本太郎
越後國御代官所
番丁
浦城郡川浦